

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、特別手当について、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

##### 【法人の長の報酬水準の妥当性】

理事長は、法人の代表としてその業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、整備新幹線等の鉄道の建設、鉄道事業者及び海上運送事業者等による運輸施設整備促進のための助成、旧国鉄から承継した土地の処分や旧国鉄職員への年金支払等に関する業務を担っており、平成24年度の業務実績に関する評価においてA評価も得ている。また、その報酬水準については、「平成25年度人事院勧告資料（平成25年8月）3 役員報酬関係」による同規模民間企業の役員報酬及び事務次官の年間給与以下であることから妥当であると考えます。

##### 【主務大臣の検証結果】

国家公務員の給与及び民間企業の報酬水準を考慮して定められており、評価実績に鑑みても、妥当である。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長

副理事長

理事

監事

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。  
 ・平成24年4月から国家公務員に準じた率（俸給月額率の削減率9.77%）で、本来の支給額からの減額を実施した（平成26年3月まで）。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任		
理事長	千円 18,697	千円 12,213	千円 4,785	千円 1,465 234 (特別地域手当) (通勤手当)			*
副理事長	千円 16,838	千円 10,881	千円 4,264	千円 1,305 112 276 (特別地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)	4月1日		※
理事長代理A	千円 4,945	千円 2,622	千円 1,951	千円 314 58 (特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
理事長代理B	千円 11,105	千円 7,868	千円 2,160	千円 944 133 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日	3月31日	◇
理事A	千円 4,360	千円 2,268	千円 1,687	千円 272 133 (特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
理事B	千円 9,716	千円 6,805	千円 1,868	千円 816 227 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		◇

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事C	千円 4,224	千円 2,268	千円 1,687	千円 272 -3 (特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
理事D	千円 9,410	千円 6,805	千円 1,494	千円 816 295 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		
理事E	千円 14,029	千円 9,073	千円 3,555	千円 1,088 313 (特別地域手当) (通勤手当)			※
理事F	千円 4,282	千円 2,268	千円 1,687	千円 272 55 (特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
理事G	千円 9,666	千円 6,805	千円 1,868	千円 816 177 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		◇
理事H	千円 6,883	千円 4,536	千円 1,687	千円 544 116 (特別地域手当) (通勤手当)		9月30日	
理事I	千円 5,640	千円 4,536	千円 560	千円 544 0 (特別地域手当) (通勤手当)	10月1日		
理事J	千円 6,802	千円 4,536	千円 1,687	千円 544 50 35 (特別地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)	4月1日	9月30日	※
理事K	千円 6,821	千円 4,536	千円 1,687	千円 544 54 (特別地域手当) (通勤手当)		9月30日	※
監事A	千円 6,121	千円 4,103	千円 1,526	千円 492 0 (特別地域手当) (通勤手当)		9月30日	
監事B	千円 5,254	千円 4,103	千円 506	千円 492 153 (特別地域手当) (通勤手当)	10月1日		
監事C	千円 6,210	千円 4,103	千円 1,526	千円 492 89 (特別地域手当) (通勤手当)		9月30日	◇
監事D	千円 6,391	千円 4,103	千円 1,689	千円 492 107 (特別地域手当) (通勤手当)	10月1日		◇
監事E	千円 3,856	千円 2,051	千円 1,526	千円 246 33 (特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	
監事F	千円 8,505	千円 6,155	千円 1,351	千円 738 261 (特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3：「特別地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況（平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
理事A	616	0	6	H25.9.30	1.0	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成25年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	※
理事B	1,847	1	6	H25.9.30	1.0	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成25年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	※
理事C	2,463	2	0	H25.9.30	1.0	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成25年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	
監事A	1,950	1	9	H25.6.30	1.0	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成25年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	
監事B	2,228	2	0	H25.9.30	1.0	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成25年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	

注1：「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画において、中期目標期間(平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間)における人件費の基本方針を、「人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。」と定めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき職員の給与の支給基準を業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。  
 なお、平成24年度業務運営に関しては、国土交通省独立行政法人評価委員会から「A」の評価を得た。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮した任用を行っており、昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に反映している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	<b>【管理職員】</b> 人事評価結果(5段階)に応じた昇給 <b>【一般職員】</b> 勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 人事評価結果(5段階)に応じた昇給及び昇格
賞与・勤勉手当(査定分)	人事評価結果(5段階)に応じた支給

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

給与改定・臨時特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

##### (職員について)

- ・実施期間：平成24年10月～平成26年9月
- ・俸給表関係の措置の内容：1等級・2等級(▲9.77%)、3等級～5等級(▲7.77%)、6等級～9等級(▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容：職務手当(▲10%。第4種に属する職務にある職員に支給するものを除く。)
  - 地域手当及び広域異動手当(俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額×等級別の支給減額率及び職務手当の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額×▲10%)
  - 期末手当及び勤勉手当(▲9.77%)

##### (役員について)

- ・実施期間：平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容：▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容：特別地域手当(▲9.77%)、賞与(▲9.77%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,199	歳 47.4	千円 6,993	千円 5,297	千円 156	千円 1,696
事務・技術	人 1,128	歳 46.3	千円 7,058	千円 5,345	千円 150	千円 1,713
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託	人 71	歳 64.6	千円 5,961	千円 4,527	千円 259	千円 1,434

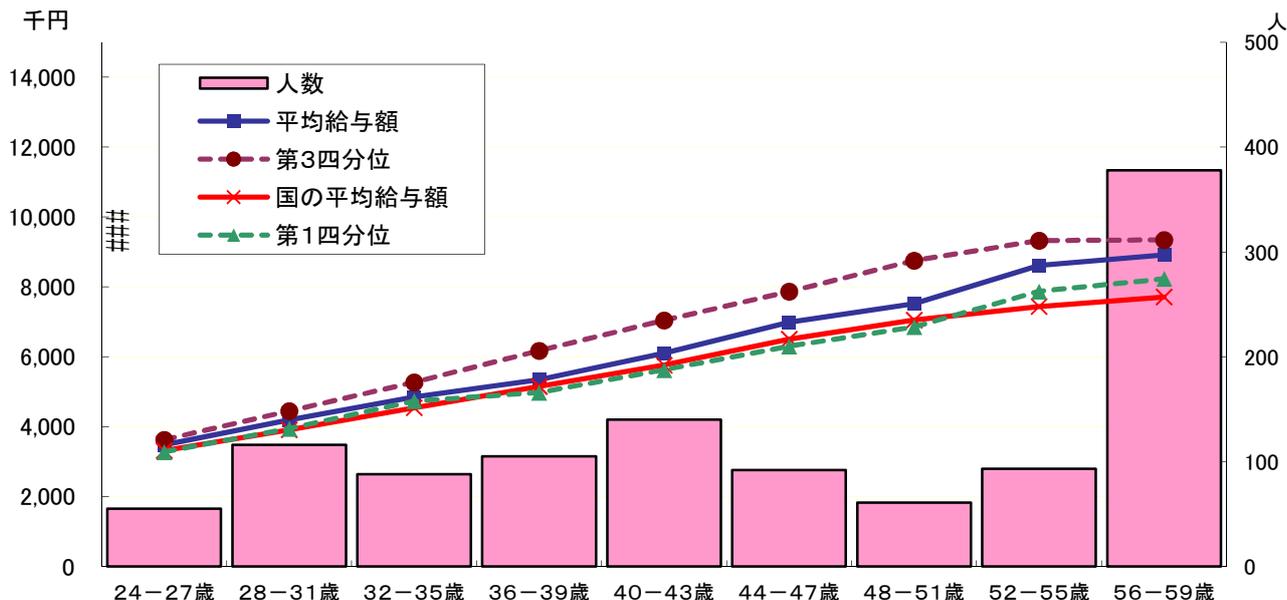
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再任用職員	人 143	歳 62.8	千円 5,808	千円 4,535	千円 213	千円 1,273
事務・技術	人 143	歳 62.8	千円 5,808	千円 4,535	千円 213	千円 1,273
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 60	歳 40.2	千円 2,523	千円 2,098	千円 136	千円 425
事務・技術	人 60	歳 40.2	千円 2,523	千円 2,098	千円 136	千円 425
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1：「嘱託」とは、専門的知識と経験を必要とする業務に従事させる場合、又は、理事長が特に必要と認める場合に委嘱する正規職員以外の職員である。

注2：在外職員、任期付職員については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢階層20-23歳については該当者なしのため表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	44	55.2	9,261	9,884	10,515
本部係員	9	34.6	3,685	3,933	4,016

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	9等級	8等級	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
標準的な職位		係員	係員	係員	係員	係長	課長補佐	総括課長補佐	課長	部長
人員(割合)	1,128	34 (3.0%)	17 (1.5%)	53 (4.7%)	124 (11.0%)	259 (23.0%)	374 (33.2%)	151 (13.4%)	79 (7.0%)	37 (3.3%)
年齢(最高~最低)		27 ~ 49	35 ~ 53	24 ~ 58	26 ~ 53	30 ~ 59	35 ~ 59	37 ~ 59	43 ~ 59	47 ~ 59
所定内給与年額(最高~最低)		1,662 ~ 2,399	1,821 ~ 3,408	2,283 ~ 4,295	2,515 ~ 4,251	3,046 ~ 6,780	3,859 ~ 7,378	4,414 ~ 7,703	6,034 ~ 8,867	7,243 ~ 9,328
年間給与額(最高~最低)		2,180 ~ 3,109	2,379 ~ 4,366	2,996 ~ 5,632	3,292 ~ 5,468	4,073 ~ 8,800	5,250 ~ 9,610	5,855 ~ 9,992	8,000 ~ 11,702	9,685 ~ 12,663

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	55.1%	58.3%	56.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.9%	41.7%	43.3%
	最高～最低	46.7%～35.2%	42.7%～32.9%	44.6%～34.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.1%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5%	32.9%	34.2%
	最高～最低	36.9%～34.3%	32.9%～32.9%	34.9%～33.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

111.0

対他法人(事務・技術職員)

105.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 111.0	
	参考	地域勘案 112.3
		学歴勘案 110.7
		地域・学歴勘案 112.3
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p><b>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】</b>          鉄道建設事業は、有期事業であることから余剰人員を抱えないために、大半の職員を対象として、事業の進捗、業務量の波動に対応しながら高い頻度（2～3年程度）で全国規模での人事異動を実施しているため、これに伴って広域異動手当、地域手当の異動保障及び単身赴任手当が支給される者の割合が高くなっている。</p> <p>業務のアウトソーシング等を積極的に進めてきた結果、管理的業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。</p> <p>&lt;広域異動手当の支給対象者の割合&gt;          国(行(一))：11.4% 機構：23.0%</p> <p>※異動前後の勤務箇所間の距離が300km以上の場合          国(全体)：4.7% 機構：16.7%</p> <p>&lt;地域手当(異動保障)の支給対象者の割合&gt;          国(行(一))：14.4% 機構：19.9%</p> <p>&lt;単身赴任手当の支給対象者の割合&gt;          国(行(一))：8.3% 機構：22.3%</p> <p>&lt;管理職手当の支給対象者の割合&gt;          国(行(一))：15.8% 機構：21.7%</p> <p>(参考) 平成25年度国家公務員給与等実態調査(人事院)統計表</p> <p>なお、給与の支給基準については、日本で唯一、整備新幹線等の高速鉄道建設を担う機関として、当該業務の安定的な実施のため、専門的知識・技術を有する優秀な人材を確保する必要があること、また、鉄道建設事業の進捗に対応し、2～3年周期で全国異動をする必要があることなどの事情を考慮した給与体系となっている。</p> <p><b>【採用状況】</b>          国家公務員：大卒程度（Ⅰ種・Ⅱ種試験等）2,400名（57.1%）          高卒程度（Ⅲ種試験等）1,802名（42.9%）          機 構：大卒、大学院卒 42名（100%）</p> <p><b>【主な資格の保有者（平成25年度末現在）】</b>          博士13名、技術士132名、鉄道設計技士26名、一級建築士34名</p>	

項目	内容
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p><b>【国からの財政支出について】</b></p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 8.7%  (国からの財政支出額 147,138百万円、  支出予算の総額 1,684,448百万円：平成25年度予算)</p> <p><b>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</b></p> <p><b>【管理職の割合 21.7% (常勤職員数1,128名中245名)】</b></p> <p><b>【大卒以上の高学歴者の割合 53.0% (常勤職員数1,128名中598名)】</b></p> <p><b>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 0.7%】</b>  (支出総額 1,684,448百万円、給与・報酬等支給総額 11,912百万円  ：平成24年度決算)</p> <p><b>【検証結果】</b>  (法人の検証結果)</p> <p>職員の給与水準については、鉄道建設事業の進捗に対応し広域に異動をすることなどから、国家公務員の給与水準を上回っているが、目標水準の達成に向け、さらに検証を進め、適正化に取り組んでいくこととする。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b></p> <p>国の水準を上回っていることから、独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取り組む必要がある。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>俸給や諸手当の見直し等も含め、他の独立行政法人の取組みを調査し、当機構への適用の可否を検証し、可能なものから実施するとともに、事務所限定職員の採用の推進や中途採用の推進など、職員採用形態の多様化に向けた取組みを、引き続き実施することとする。</p>

注1 国家公務員の勤務地に係る割合、単身赴任手当受給者の割合、地域手当の異動保障を受けている者の割合及び扶養手当受給者の割合は、「平成25年国家公務員給与等実態調査」(人事院)の行政職(一)の割合である。

注2 広域異動手当を受給する国家公務員の割合は、「平成25年国家公務員給与等実態調査」(人事院)による。

注3 国家公務員の管理職割合は、「平成25年国家公務員給与等実態調査」(人事院)の行政職(一)6級以上の職員の割合である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成25年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 役員 (A)	千円 11,929,137	千円 12,338,573	千円 (%) △ 409,436 (△ 3.3)	千円 (%) 0 (0.0)
退職手当支給額 (B)	千円 2,865,213	千円 2,242,376	千円 (%) 622,837 (27.8)	千円 (%) 0 (0.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,409,445	千円 1,857,381	千円 (%) △ 447,936 (△ 24.1)	千円 (%) 0 (0.0)
福利厚生費 (D)	千円 3,340,828	千円 3,489,035	千円 (%) △ 148,207 (△ 4.2)	千円 (%) 0 (0.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,544,623	千円 19,927,365	千円 (%) △ 382,742 (△ 1.9)	千円 (%) 0 (0.0)

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の増減要因

対前年度比 「給与、報酬等支給総額」 △3.3%  
「最広義人件費」 △1.9%

「給与、報酬等支給総額」の減少の要因は、定年退職等により職員数が減少したことのほか、給与改定・臨時特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額支給措置を通年で実施したことによるものである。「最広義人件費」の減少の要因は、前年度に比べ退職者数が増加したことにより退職手当の支給額が増加したが、前述の減額支給措置による給与、報酬等支給総額が減少したほか、非常勤職員数が減少したことによる非常勤職員等給与の減少及びこれらに伴う福利厚生費の減少によるものである。

なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）等に基づく措置について、以下のとおり実施した。

役員に関する講じた措置の概要

平成25年3月12日以降に退職する役員について、次のとおり調整率を設定した。

- ①退職日が平成25年 3月12日～平成25年11月30日 98/100
- ②退職日が平成25年12月 1日～平成26年 8月31日 92/100
- ③退職日が平成26年 9月 1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要

平成25年9月1日以降に退職する職員について、次のとおり調整率を設定した。

- ①退職日が平成25年 9月 1日～平成26年 5月31日 98/100
- ②退職日が平成26年 6月 1日～平成27年 3月31日 92/100
- ③退職日が平成27年 4月 1日～ 87/100

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。